

ひとり親家庭等医療費 助成事業

18歳の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭の母、父およびその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。（ただし、所得による制限があります。）受給資格を確認するため、ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書を児童扶養手当現況届と同期日に提出してください。

資格申請書提出時に必要な書類

- ア 保険証（母、父及びその児童）
 - イ 戸籍謄本
 - ウ 世帯全員の住民票謄本
 - エ 受給資格を証する書類
 - オ 養育費に関する申告書
- ＊児童扶養手当証書をお持ちの方は、窓口提出して下さい。（イ、オの書類は、省略できます。）
＊印鑑（自動印不可）を必ず持参して下さい。

問・提出先

子育て支援課児童家庭係（松尾IT保健福祉センター内）

☎ 0479(80)8366

『特別児童扶養手当』 『特別障害者等手当』

今月は所得状況届・現況届の提出日です。

各手当を現在受けている方は、届を8月11日(木)から9月10日(金)間に提出してください。

（届出書の用紙は直接送付します。）現況届の提出がない場合8月分以降の手当が受けられません。

また、2年以上届出がないと、時効により支払いを受ける権利がなくなる場合がありますのでご注意ください。

特別児童扶養手当

家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給する手当です。＊所得制限あり

支給月額	1級	2級
	50,750円	33,800円

特別障害者等手当

【特別障害者手当】

著しく重度の障害が重複するなどの状態にあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする

20歳以上の在宅の方（障害者本人）に支給する手当です。＊所得制限あり

支給月額 26,440円

【障害児福祉手当】

著しく重度の障害の状態にあるため日常生活において常に特別な介護を必要とする20歳以下の在宅の方（障害者本人）に支給する手当です。＊所得制限あり

支給月額 14,380円

【在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当】

療育手帳の程度がA以上で20歳以上の在宅の方またはその介護者、自宅において6か月以上寝たきり状態の身体障害者で20歳以上65歳未満の方またはその介護者に支給する手当です。

＊特別障害者手当との併給はできません。所得制限なし

支給月額 8,650円

問 社会福祉課 障がい福祉係

☎ 0479(80)8364

長寿をお祝いして記念品を贈呈

敬老の日にあたり、節目の年齢に達した人（表参照）や結婚50周年を迎えるご夫婦に、長寿をお祝

いして祝金や祝いの品をお届けします。

なお、結婚50周年を迎えるご夫婦のお祝いについては、申請が必要となります。該当される人は8月24日(火)までに申請してください。

（本籍地が山武市にない人は戸籍謄本の添付をお願いします）

対象者	祝金・祝品	祝金・祝品	申請の要否
満99歳 (明治43年9月2日～ 明治44年9月1日生)	祝金 50,000円	9月から 各戸配布	不要
満88歳 (大正10年9月2日 ～大正11年9月1日生)	買物券 10,000円	9月から発送	不要
満77歳 (昭和7年9月2日 ～昭和8年9月1日生)	買物券 5,000円	9月から発送	不要
結婚50周年 (昭和34年9月2日から 昭和35年9月1日にご 結婚された方)	祝金 5,000円	9月から 各戸配布	要

※平成22年9月1日現在で3か月以上市内にお住まいの方が対象となります。

※いずれのお祝いも受取りの際に印鑑が必要です。

問 高齢者福祉課 高齢者福祉係

☎ 0479(80)8390